

## [事案 2019-193] 契約解除無効請求

・令和2年7月14日 裁定不調

### <事案の概要>

募集人による不告知教唆等を理由に、告知義務違反による契約解除の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

反応性低血糖症で約2週間入院したため、平成29年9月に契約した医療保険等にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除された。しかし、告知書作成時に、反応性低血糖症と診断されていることを募集人に伝えたところ、「告知書に書かれている具体的な病名に該当しなければ記入しなくてもいい。」と言われたため記入しなかったため、解除を無効としてほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 調査の結果、申立人は、職場の健康診断で血糖値が低いことが判明し、平成28年8月から11月まで病院に通院して反応性低血糖との診断を受けていた。
- (2) 募集人は、告知書の作成時に反応性低血糖という病名は申立人から聞いていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反が認められ、募集人の不告知教唆は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 募集人は、喫茶店で申立人に告知書を手交し、その場で告知してもらったが、告知書の告知事項は一つ一つ読み上げたものの、記入例の説明はせず、記入例を読むことを促す案内もしなかったと述べている。
- (2) 告知書の質問事項および記入例はわかりやすく、「口頭で話しただけでは告知いただいたことにはならない」旨の記載もあることから、募集人が申立人に、よく読んでから告知書を作成するようアドバイスしたり、告知書を一旦自宅に持ち帰り、よく精査のうえ告知書を作成するよう案内していれば、申立人が告知書の質問の意味を正しく理解し、記載漏れを防ぐことができた可能性がある。告知の重要性に鑑みれば、募集人にはそのような丁寧な案内をすることが期待される。